

平成29年5月22日

保護者の皆様へ

郡山市立緑ヶ丘中学校長 小熊 博治

児童生徒の交通事故防止について

日頃より本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、児童生徒の事故防止については、各家庭におきましてもご指導いただいているところですが、本市において児童生徒の交通事故が多発していることから、学校で指導している下記の事項について、ご家庭におきましても、改めて具体的な指導を行っていただき、自分の命は自分で守ろうとする態度が身につけられるようご協力をお願い申し上げます。

記

1 交通安全指導の継続的な実施内容

- (1) 何があっても、飛び出しは絶対にしない。
- (2) 道路を横断するときや、信号がない交差点では一時停止し「右」「左」もう一度「右」を見て、車が来ないことを確認する。
信号がある交差点では、信号が「青」でも、車が来ないことを確認する。
- (3) 「止まれ」の標識では必ず止まって、車が来ないことを確認する。
- (4) 自転車に乗るときには、ヘルメットを必ずかぶる。
- (5) 車や自転車に接触するなどの事故に遭ったら、大人に知らせて、相手の名前と連絡先を確認し、その場で保護者や学校に連絡する。

2 その他

- (1) 自転車に乗る時は、『自転車安全利用五則（別紙参照）』を必ず守りましょう。
- (2) 自転車による「加害事故」が増えています。速度の出し過ぎや歩行者のいる道路、歩道での安全には気をつけましょう。